寒河江市建設工事元請下請関係適正化指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事(以下「工事」という。)を施工するに当り、合理的かつ適正な元請下請関係を確立し、工事の適正な施工を確保するため、市が指導するための基準として、元請及び下請が遵守すべき必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 元請 工事の下請契約 (一の工事が数次の下請契約により行われる場合は、そのすべての下請契約をいう。次号において同じ。) における注文者
 - (2) 下請 工事の下請契約における請負者
 - (3) 特定建設業者 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可(同条第3項の規定による許可の更新を含む。)を受けた者

(一括下請負の禁止)

第3条 一括下請負は、法第22条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号)第12条の規定により、これを禁止する。

(下請契約締結の制限)

- 第4条 元請は、法第3条第1項の規定による許可を受けるべきであるにもかかわらず許可を 受けていない者と下請契約を締結することはできない。
- 2 元請は、特定建設業者でなければ、下請代金の額の総額が建設業法施行令(昭和31年政令第273号。以下「令」という。)第2条で定める金額以上となる下請契約を締結することはできない。
- 3 元請は、市から指名停止を現に受けている者と下請契約を締結することはできない。 (下請の選定)
- 第5条 元請は、下請を選定するときは、その施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安 全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関係企業との取引の状況等を的確に評価し、優良な 者を選定するように努めるものとする。

(下請契約の締結等)

- 第6条 元請及び下請は、下請工事の着工前に、次の各号に掲げるいずれかの文書(以下「下 請契約書等」という。)により下請契約を締結しなければならない。
 - (1) 建設工事標準下請契約約款(昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告)による建設 工事下請契約書又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書
 - (2) 社団法人全国建設業協会が制定した工事下請基本契約約款及び下請工事基本契約書による注文書及び注文請書又は個別工事下請契約約款による注文書及び注文請書(ただし、「注文書及び請書による契約の締結について」(平成12年6月29日付け建設省経建発第132号)の記書きの要件を満たすものに限る。)
- 2 元請は、下請工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金 額とする下請契約を締結してはならない。

(下請からの暴力団の排除)

- 第7条 元請は、寒河江市建設工事請負契約約款第49条第1項第6号に該当する者(以下「暴力団関係者」という。)を下請(資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方を含む。)としてはならない。
- 2 第6条に定める下請契約には、暴力団関係事業者と判明した場合に契約を解除できる旨(以下「契約解除条項」という。)を規定しなければならない。
- 3 契約の相手方が暴力団関係事業者と判明した場合は、前項に定める契約解除条項に基づき、 当該下請契約を解除しなければならない。
- 4 市から直接工事を請け負った元請は、市に対して誓約書(別記様式第1)を提出するとともに、下請(建設工事の下請に限る。)から誓約書(別記様式第2)を徴し、市に提出しなければならない。

(暴力団からの不当要求時の対応)

第8条 元請及び下請は、寒河江市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員から 不当な要求を受けたときは、ただちに、警察署へ通報するとともに市に報告しなければなら ない。

(下請報告書等の提出)

- 第9条 工事(請負代金の額が130万円を超えないものを除く。)を直接請け負った者は、下請計画報告書(別記様式第3)及び下請業者一覧表(別記様式第4)を作成し、当該工事に係る下請契約書等の写しを添付して市長に提出しなければならない。
- 2 前項の下請計画報告書及び下請業者一覧表の提出は、寒河江市建設工事請負契約約款(以下「約款」という。)第11条第1項の規定による現場代理人等指定(変更)通知書の提出の際に行うものとする。
- 3 第1項に規定する下請計画報告書又は下請業者一覧表に変更があったときは、遅滞なく、変更後における事項を記載した下請変更報告書(別記様式第3)及び下請業者一覧表を、変更後の書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 4 第1項に規定する者は、工事を完成したときは、約款第33条第1項の規定による完成通知書の提出の際に併せて、下請結果報告書(別記様式第3)及び下請業者一覧表を市長に提出しなければならない。

(施工体制台帳の提出等)

- 第10条 工事を直接請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が、3,000万円(建築一式工事にあっては、4,500万円)以上のときは、施工体制台帳(別記様式第5)を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、その写しに建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の2第2項に掲げる書類の写しを添付し、下請計画報告書又は下請変更報告書及び下請業者一覧表の提出の際に、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の特定建設業者は、施工体系図(別記様式第6)を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示するとともに、施工体制台帳の提出の際に市長に提出しなければならない。

(下請代金の支払等)

第11条 元請は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じてはならな

- 2 元請は、前払金の支払を受けたときは、下請に対し、資材の購入、労働者の確保その他工 事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めなければならない。
- 3 元請は、請負代金の部分払又は完成払を受けたときは、受けた日から1カ月以内でできる 限り短い期間内に、下請に対し、下請契約に係る出来形部分に相応する部分払及び完成払を 行わなければならない。
- 4 元請が下請に下請代金を支払う場合は、次に掲げる方法によるものとする
 - (1) 下請代金の支払は原則として現金払とし、やむを得ず現金払と手形払を併用する場合であっても、できる限り支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については現金払としなければならない。
 - (2) 下請代金の支払について現金払と手形払を併用する場合の手形期間は、長くても120 日以内でできる限り短い期間としなければならない。
 - (3) 元請の都合により現金払を手形払に変更するときは、当該手形の割引に要する費用は、元請が負担しなければならない。
- 5 元請は、工期内に賃金水準又は物価水準の変動により下請代金の額を変更する必要が生じたときは、下請契約書等の定めるところにより、変更の措置をとらなければならない。
- 6 元請は、注文した下請工事に必要な資材を元請から購入させる下請契約を締結したときは、 正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前にその下請工事に使用する資材の 代金を支払わせてはならない。
- 7 元請が特定建設業者である場合の下請契約の下請代金は、当該下請工事の目的物の引渡しの申出があった日から50日以内でできる限り短い期間内に支払わなければならない。
- 8 元請が特定建設業者である場合は、下請が倒産、資金繰りの悪化等により、下請工事の施工に関し、他人(当該下請以外の下請を含む。)に損害を与えることのないよう下請の保護及び指導に十分配慮しなければならない。

(下請工事の施工管理)

- 第12条 工事を直接請け負った元請は、下請工事に係る施工管理を的確に行うとともに、下 請に対して指導、助言及びその他の必要な措置を行わなければならない。
- 2 元請は、主任技術者を配置し、下請に対し下請施工に係る施工技術の管理に努めなければ ならない。
- 3 工事を直接請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の 請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が、 3,000万円(建築一式工事にあっては、4,500万円)以上のときは、前項の規定にかか わらず、監理技術者を配置しなければならない。
- 4 第2項の主任技術者又は前項の監理技術者は、一の工事の請負代金の額が2,500万円 (建築一式工事の場合は5,000万円)以上の場合は、工事現場ごとに専任の者でなければ ならない。
- 5 前項の規定により専任の者でなければならない監理技術者は、監理技術者資格者証の交付 を受けている者のうちから、これを選任しなければならない。
- 6 特定建設業者は、その責務を十分認識し、下請の保護及び指導に努めなければならない。 (下請における雇用管理等)

第13条 下請は、この要綱に定める事項について元請の指導に従うほか、労働者の安全と適 正な雇用管理に努めるものとする。

(元請の下請に対する指導等)

第14条 元請は、下請に対し、労働基準法、労働安全衛生法等関係法令を遵守するよう指導 するとともに、違反の事実が生じた場合には、速やかに是正のための適切な処置を講ずるよ う指導しなければならない。

(市の指導等)

- 第15条 市は、この要綱の適正な施行を確保し、その趣旨の徹底を図るため、工事を直接請け負った元請に対して、この要綱の遵守について必要な指導及び助言を行う。
- 2 元請が前項の指導等に従わない場合、指導した事項に関する措置の結果が適切と認めがたい場合又は一括下請負の事実が確認された場合には、当該元請に対し寒河江市建設工事請負業者指名停止規程に基づく指名停止を行う。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年11月16日から施行する。

別記様式第1

[市から直接工事を請け負った元請負人(受注者)用]

工 事 名

誓 約 書

- □私□当社は、
- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを制約します。
- 2 下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約(資材、原材料の購入契約その他の契約)を締結することはしません。
- 3 下請負人等契約の相手方が下記に該当する者であることが判明した場合は、契約を解除します。
- 4 建設工事に係る下請負人を使用する場合は、当該下請負人から誓約書を徴し、市に提出します。
- 5 下記の該当の有無を確認するために、市から役員名簿等の提出を求められたときは速やか に提出します。また、当該役員名簿等が警察に提供されることについて同意します。
- 6 暴力団の不当な要求には応じません。また、不当な要求を受けたときは、ただちに警察署 $^{\circ}$ へ通報 (「 $^{\circ}$ 1 0 番通報等」) するとともに、市に報告します。
- 7 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を 締結する事務所の代表者という。)が、暴力団員(寒河江市暴力団排除条例第2条に規定す る暴力団員をいう。以下同じ。)であること。又は、暴力団員が経営に実質的に関与してい ること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的 あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

寒河江市長 殿

平成 年 月 日

住所 (又は所在地)

社名及び代表者名

_		<i>H</i>
- 1	- 二二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	夂

元請負人

誓 約 書

- □私□当社は、
- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを制約します。
- 2 下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約(資材、原材料の購入契約その他の契約)を締結することはしません。
- 3 下請負人等契約の相手方が下記に該当する者であることが判明した場合は、契約を解除します。
- 4 建設工事に係る下請負人を使用する場合は、当該下請負人から誓約書を徴し、市に提出します。
- 5 下記の該当の有無を確認するために、市から役員名簿等の提出を求められたときは速やか に提出します。また、当該役員名簿等が警察に提供されることについて同意します。
- 6 暴力団の不当な要求には応じません。また、不当な要求を受けたときは、ただちに警察署 $^{\circ}$ へ通報 (「 $^{\circ}$ 1 0 番通報等」) するとともに、市に報告します。
- 7 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者という。)が、暴力団員(寒河江市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であること。又は、暴力団員が経営に実質的に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的 あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

寒河江市長 殿

平成 年 月 日

住所(又は所在地) 社名及び代表者名

下請(計画・変更・結果)報告書

年 月 日

殿

住 所 請負業者名 代表者氏名

- 1 工事名
- 2 工 期
- 3 請負金額

寒河江市建設工事請負契約約款第8条の規定により、下記のとおり報告いたします。

《該当する番号又は項目に○印を付してください。》

1 下請計画(契約時)、変更報告(変更時)

上記工事の施工にあたっては、その工事の一部を、

- ア 他の建設業者に請負わせることなく、すべて当社で施工します。
- イ 他の建設業者に請負わせます。(別添「下請業者一覧表」のとおり)
- 2 下請結果報告(工事完成時)

上記工事の施工については、その工事の一部を、

- ア 他の建設業者に請負わせることなく、すべて当社で施工しました。
- イ 他の建設業者に請負わせました。

下 請 業 者 一 覧 表

工事名		請負業者名	

工事内容	下請業者名	許可 の 有無	許可番号	許可業種	下請募締 年 月	結	書	請契の種ュバ	類	下請金額(うち消費税)	建設業退職 金共済証紙 交付枚数	下請工事 完了檢查 年月日(予定)	下請代金 支払い条件 (年月日)	支払代金 ・手 形 現 金		手形 決済 期間
		137			1 /4					円	枚	17411(172)	(1)(1)	%	%	
下請契約合計額 (うち消費税額)										()						

- ※ イ・・・・建設工事標準下請契約約款 ロ・・・・工事下請基本契約書と注文書等 ハ・・・・個別工事下請契約約款と注文書等 ニ・・・・その他
- ・建設業の許可を受けていない業者である場合は、「許可番号」は斜線とすること。
- ・一度提出した内容に変更があったとき (新たに下請契約を締結した場合、変更契約した場合、工事完了検査日時が決定した場合等) 遅滞なく当該変更 があった年月日を付記して再度提出のこと。
- ・合計欄には、下請金額の合計額を記入すること。

施工体制台帳

[会 社 名]]							
[事業所名]								
	許可	業種	許	可 番 号		許可	(更新)	年月日
建設業の 許 可		工事業	大臣 知事	特定 第一般	号		年	月 日
B11		工事業	大臣 知事	特定一般	= .		年	月 日
工事名称				第	号			
及 び 工事内容								
発注者名	Ŧ							
工期	自 至	年 年 月		契約日			年	月 日
	区分	名		 称		 住		÷
契約		7		421,			רו	l
営業所	元請契約							
F 214 721	下請契約							
発注者の				権限及び				
監督職員名				意見申出方法				
現場				権限及び				
光 場 場				意見申出方法				
監 理 技術者名	専 任 非専任			資格内容				
専 門				専 門				
技術者名				技術者名				
資格内容				資格内容				
担 当 工事内容				担 当 工事内容				

- (記入要領) 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより 記載を省略することができる。
 - 2 監理技術者の配属状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
 - 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。

(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門専門技術者を兼ねることができる。)

《下請負人に関する事項》

会社名					代表者名						
住 所	₹										
電話番号						(_	_)	
工事名称 及 び 工事内容											
工期	自至	年年	月月	日日	契約日			年	月	日	

	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
建設業の	工事業	大臣 特定 知事 一般	年 月 日
許 可	工事業	大臣 特定	年 月 日

到	見場代理人名		安	全衛生責任者名	
	権限及び 意見申出方法		安	全衛生推進者名	
*	《 主任技術者名	専 任 非専任	雇	用管理責任者名	
	資格内容		%	《 専門技術者名	
				資格內容	
				担当工事内容	

※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 1 主任技術者の配置状況について [専任・非専任] のいずれかに○印を付すこと。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者 を有する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

- 3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで 記入する。)
 - ① 経験年数による場合

1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験

2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験

3) その他

10年以上の実務経験

- ② 資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」
 - 2) 建築士法「建築士試験」
 - 3) 技術士法「技術士試験」
 - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6) 消防法「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

別記様式第6

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図 施工体系図 発注者名 日 工期 月 工事名称 年 元 請 名 会社名 会 社 名 会社名 会社名 監督員名 安全衛生責任者 安全衛生責任者 安全衛生責任者 安全衛生責任者 監理技術者名 主任技術者 主任技術者 主任技術者 主任技術者 専門技術者名 専門技術者 専門技術者 専門技術者 専門技術者 担当工事内容 担当工事内容 担当工事内容 担当工事内容 担当工事内容 専門技術者名 年月日~年月日 工期 年月日~年月日 年月日~年月日 年月日~年月日 担当工事内容 元方安全衛生管理者 会社名 会 社 名 会社名 会社名 安全衛生責任者 安全衛生責任者 安全衛生責任者 安全衛生責任者 統括安全衛生責任者 長 会 主任技術者 主任技術者 主任技術者 主任技術者 書記 専門技術者 専門技術者 専門技術者 専門技術者 担当工事内容 担当工事内容 担当工事内容 担当工事内容 工期 年月日~年月日 工期 年月日~年月日 工期 年月日~年月日 年月日~年月日 副会長 会社名 会社名 会社名 会社名 安全衛生責任者 安全衛生責任者 安全衛生責任者 安全衛生責任者 主任技術者 主任技術者 主任技術者 主任技術者 専門技術者 専門技術者 専門技術者 専門技術者 担当工事内容 担当工事内容 担当工事内容 担当工事内容 工期 年月日~年月日 工期 年月日~年月日 |工期| 年月日~年月日 |工期| 年月日~年月日 会社名 会 社 名 会社名 会 社 名 安全衛生責任者 安全衛生責任者 安全衛生責任者 安全衛生責任者 主任技術者 主任技術者 主任技術者 主任技術者 専門技術者 専門技術者 専門技術者 専門技術者 工事 事 担当工事内容 担当工事内容 担当工事内容 事 担当工事内容 事

工期 年月日~年月日

年月日~年月日

工期 年月日~年月日

工期 年月日~年月日